

島根県歯科技術専門学校同窓会

第7回総会及び講演会



日 時 令和6年11月24日（日）

午前11時00分

場 所 島根県歯科医師会館 会議室

表紙写真：安来 雲樹寺

島根県歯科技術専門学校同窓会

第7回総会 次第

- 1 開会
- 2 会長挨拶
- 3 来賓挨拶
- 4 来賓紹介
- 5 議長選出
- 6 議事

事業報告

決算報告

監査報告

- 7 今期役員
- 8 その他
- 9 閉会

事業報告

令和2年度

- 10月 1日 第6回同窓会総会（書面報告）
- 11月 28日 役員親睦会
- 2月 4日 役員会
- 2月 25日 令和2年度島根県歯科衛生士・歯科技工士人材確保協議会
- 3月 16日 島根県歯科技術専門学校卒業式（祝電）
（コロナ禍のため参列中止）

令和3年度

- 4月 6日 島根県歯科技術専門学校入学式
（コロナ禍のため参列中止）（祝電）
- 5月 20日 役員会
- 6月 6日 役員会
- 6月 15日 同窓会だより第8号発行
- 2月 17日 令和3年度島根県歯科衛生士・歯科技工士人材確保協議会
- 3月 15日 島根県歯科技術専門学校卒業式（祝電）
（コロナ禍のため参列中止）

令和4年度

- 4月 5日 島根県歯科技術専門学校入学式（祝電）
（コロナ禍のため参列中止）
- 2月 16日 令和4年度島根県歯科衛生士・歯科技工士人材確保協議会
- 3月 14日 島根県歯科技術専門学校卒業式

令和5年度

- 4月 4日 島根県歯科技術専門学校入学式
- 2月 15日 令和5年度島根県歯科衛生士・歯科技工士人材確保協議会
- 3月 12日 島根県歯科技術専門学校卒業式

令和6年度

4月 5日 島根県歯科技術専門学校入学
4月 18日 役員会
5月 22日 役員会
6月 19日 役員会
7月 10日 役員会
8月 7日 役員会
10月 23日 役員会
11月 2日 講演者（雲樹寺住職）打合せ
11月 13日 役員会
11月 24日 第7回同窓会総会

島根県歯科技術専門学校同窓会会員数

(令和6年11月14日現在)

歯科衛生士科 630名

歯科技工士科 240名

計 870名

今期役員

会長 徳島裕二 (歯科技工士科 10期)

副会長 中村みどり (歯科衛生士科 8期)

広報 狩野朱美 (歯科衛生士科 18期)

会計 石田雅士 (歯科技工士科 5期)

監事 小村正子 (歯科衛生士科 5期)

監事 畠山千鶴美 (歯科技工士科 27期)

令和2年度 島根県歯科技術専門学校 同窓会 決算書

収入

費目	金額	備考
入会会費	129,000	令2.3卒業 衛生士科 @3,000×36名=108,000円 令2.3卒業 技工士科 @3,000×7名=21,000円
雑収入	8	貯金利子
前年度繰越金	918,090	令和元年度より
合計	1,047,098	

支出

費目	金額	備考
事業費	54,548	第6回 総会 (書面報告)
旅費	6,000	役員会 10/1
事務費	66,000	封筒
合計	126,548	

次年度繰越金	1,047,098円 - 126,548円 = 920,550円
--------	----------------------------------

令和2年度の収入・支出について監査したところ、上記報告は適正な処理のもとに作成されたことを認めます。

令和3年3月31日

監事

小村正子



監事

島山千鶴美



令和3年度 島根県歯科技術専門学校 同窓会 決算書

収入

費目	金額	備考
入会会費	126,000	令3.3卒業 衛生士科 @3,000×39名=117,000円 令3.3卒業 技工士科 @3,000×3名=9,000円
雑収入	9	貯金利子
前年度繰越金	920,550	令和2年度より
合計	1,046,559	

支出


費目	金額	備考
会議費	2,400	城北公民館
旅費	19,000	役員会等 5回
事務費	39,600	封筒
合計	61,000	

次年度繰越金	1,046,559円 - 61,000円 = 985,559円
--------	---------------------------------

令和3年度の収入・支出について監査したところ、上記報告は適正な処理のもとに作成されたことを認めます。

令和4年4月1日

監事

小村正子 

監事

白山千鶴美 

令和4年度 島根県歯科技術専門学校 同窓会 決算書

収入

費 目	金 額	備 考
入会会費	93,000	令4.3卒業 衛生士科 @3,000 × 23名 = 69,000円 令4.3卒業 技工士科 @3,000 × 8名 = 24,000円
雑収入	9	貯金利子
前年度繰越金	985,559	令和3年度より
合 計	1,078,568	

支出

費 目	金 額	備 考
会議費	0	
事業費	0	
旅費	0	
事務費	0	
合 計	0	

次年度繰越金	1,078,568円 - 0円 = 1,078,568円
--------	------------------------------

令和4年度年度の収入・支出について監査したところ、上記報告は適正な処理のもと作成されたことを認めます。

令和5年4月1日

監 事

小村 正子



監 事

島山 千鶴美



令和5年度 島根県歯科技術専門学校 同窓会 決算書

収入

費目	金額	備考
入会会費	138,000	令5.3卒業 衛生士科 @3,000×36名=108,000円 令5.3卒業 技工士科 @3,000×10名=30,000円
雑収入	10	貯金利子
前年度繰越金	1,078,568	令和4年度より
合計	1,216,578	

支出

費目	金額	備考
会議費	0	
事業費	0	
旅費	0	
事務費	0	
合計	0	

次年度繰越金	1,216,578円 - 0円 = 1,216,578円
--------	------------------------------

令和5年度年度の収入・支出について監査したところ、上記報告は適正な処理のもと作成されたことを認めます。

令和6年4月18日

監事

小村正子



監事

島山千鶴美



島根県歯科技術専門学校同窓会会則

(名 称)

第1条 本会は島根県歯科技術専門学校同窓会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第2条 本会は事務所を 島根県松江市南田町141-9 島根県歯科技術専門学校内に置く。

(組 織)

第3条 本会は島根県歯科技術専門学校（島根県歯科衛生士学院・島根県歯科技工士学校）の卒業生をもって組織する。

(目 的)

第4条 本会は会員相互の親睦を図り母校との連絡を緊密にしあわせて母校の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第5条 本会は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 会員名簿及び会報の作成
- (2) 研修会の開催
- (3) 島根県歯科技術専門学校の活動の後援
- (4) その他目的を達成するのに必要な事業

(会 員)

第6条 本会は次の会員をもって構成する。

(1) 正会員

- ①島根県歯科技術専門学校の歯科衛生士科39期以降、歯科技工士科35期以降の卒業生
- ②島根県歯科技術専門学校(島根県歯科衛生士学院・島根県歯科技工士学校)の歯科衛生士科38期以前、歯科技工士科34期以前の卒業生で入会を希望する者

(2) 特別会員

母校教職員であって本会役員会において推薦され総会において承認された者。

(3) 名誉会員

母校及び本会に特別功労があつて本会役員会において推薦され総会において承認された者。

(会員の権利義務)

第7条 本会の会員は次の各号の義務を有する。

- (1) 会員は住所を異動した場合はその都度遅滞なく本会に届けること。
- (2) 会員死亡の場合はこれを知りたる会員または遺族が遅滞なく本会に届けること。
- (3) 会員は所定の会費を納入する義務を負う。
- (4) 名誉会員、特別会員は会費を免除する。

(会 費)

- 第8条 (1)第6条一①の新入会員は卒業時に終身会費として、3,000円を納めるものとする。
(2)第6条一②の会員は入会時に終身会費として3,000円を納めるものとする。

(役 員)

第9条 本会は次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 会計 1名
- (4) 広報 1名
- (5) 監事 2名

役員は正会員のうちから総会において選任する。

(役員の仕事)

第10条 役員の仕事は次の通りとする。

1. 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
2. 副会長は、会長を補佐する。
3. 会計は、本会の会計を処理する。
4. 広報は、広報活動を行う。
5. 監事は、会計及び会務執行の状況を監査する。

(役員の仕事)

第11条 役員の仕事は3年とする。但し、再任を妨げない。

(会 議)

第12条 会議は総会、役員会としその決議は出席者の過半数とする。

(総 会)

第13条 総会は3年に1回開催し、会長はこれを招集する。

(役員会)

第14条 役員会は必要に応じ随時開催し、会長はこれを招集する。

(会計年度)

第15条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(会則の改廃)

第16条 会則は総会において出席者の過半数の同意がなければ変更することはできない。

附 則

1. 本会則は平成17年11月12日より施行する。
2. 本会則施行日において選任された会長及び役員の仕事は、第11条の規定にかかわらず平成20年の総会までとする。
3. 本会則施行年の会計年度は第15条の規定にかかわらず平成19年3月31日までとする。

講演

「齒から見つめる仏心」

講師

瑞塔山雲樹寺 住職

醍醐靖幸氏



山門

南北朝当時の様相を伝える古刹

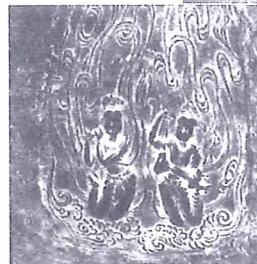
飛長雲樹興聖禪寺(ツツジ寺)

雲樹寺は、元亨二年(1322年)孤峰覚明禪師の開創である。禪師は有名な「照顧脚下」という禅語を残された。後に、生前中、後醍醐・後村上両朝より、国師号(国済三光国師)を賜った。両朝の勅願寺である。松並木200米参道の中程に唐様的大门(重要文化財)がたたずみ、端山の境内に入ると先ず後醍醐天皇御洗筆の勅額を懸げた山門、拈華微笑仏(お釈迦様)を祠る仏殿、方丈、開山堂等の大伽藍が聳ゆる。

大方丈裏山は刈込式、枯山水の禅宗庭園あり、咲きはじめる雲仙ツツジの4月から6月いっぱいさまざまなサツキ椿が境内一帯を花で埋め尽くし、まことに壮観であり、年間新鮮にして眺望の変化に富む。観音堂には靈験あたらかな聖観音様が祠られて、子育てのご利益あり。



日本最古の朝鮮鐘(文化財)
飛雲に舞う二人の天女



雲樹寺
禪宗庭園

中国観音霊場第二十七番札所
出雲國神仏霊場第十二番
十三仏霊場奉安

雲 樹 寺

〒692-0056 島根県安来市清井町281
TEL (0854)22-2875 / FAX (0854)27-0281